

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター

▶ 今号の記事

- | | |
|--|---|
| ■ 特集 カンボジア比較法学会 2頁
早稲田大学・名古屋大学名誉教授 戒能通厚 | ■ New ウズベキスタン便り 14頁
独立行政法人国際協力機構 (JICA)
シニア海外ボランティア 加藤文子 |
| ■ 特集 国際経済法セミナー (ベトナム) 4頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授 中野妙子 | ■ 研究・スクーリング報告 |
| ■ TOPICS | スクーリング報告 16頁
名古屋大学大学院法学研究科教授 田高寛貴 |
| 世界への扉を、「英語」で開ける 6頁
ブリティッシュ・カウンシル 英語部門
法人・教育機関マネージャー マイケル・サンダークリフ | ITP研究報告 17頁
名古屋大学大学院法学研究科特任講師 傘谷祐之 |
| サマースクール・サマーシンポ 7頁
名古屋大学大学院法学研究科修士課程1年 金井怜己 | ■ New センター長便り 18頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 市橋克哉 |
| モンゴル国立大学法学部50周年式典 8頁
名古屋大学大学院法学研究科特任講師 中村真咲 | ■ 行事予定など 19頁 |
| 「伊藤康祐基金」記念プレート上掲式 8頁
名古屋大学大学院法学研究科教授 田高寛貴
名古屋大学大学院法学研究科特任講師 中村真咲 | |
| ウズベキスタン・日本学生学術フォーラム2010 10頁
名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程1年
サッビャソバ・ギユゼール | |
| 高校生セミナー 12頁
名古屋大学法学部4年 倉地健文 | |

No.31

2011.3.15

カンボジア比較法学会が 比較法学に提起した課題



早稲田大学・
名古屋大学名誉教授
戒能 通厚

■はじめに一学会誌の創刊

カンボジア比較法学会の創立は、昨年(2019年)の3月14日と15日の両日に王立法経大学 (Royal University of Law and Economics (RULE)) とパニャサストラ大学 (Paññāsāstra University of Cambodia (PUC)) で開催された創立総会時と見ていいであろう。この創立総会での報告をベースに、この学会の学会誌が、Cambodian Yearbook of Comparative Legal Studiesとして2010年3月に刊行された。これは、インターネットで全文検索できる。Editor-in Chiefは、名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE) 准教授のコン・テイリである。およそ15年前、当時の名古屋大学法学部長として王立プノンペン大学の荒野のようなキャンパスに、鮎京・四本両教授などとともに、同大学法学部長を表敬訪問した。その当時と隔世の感があるキャンパスの真新しい教室で、この創立総会の初日が開催された。これに参列した私には格別の思いがあった。以下の報告は、創立総会についてはこの学会誌による。第二回総会はメモが手元にないため、一部のものに言及するにとどめる。いずれも、10本以上の報告があり密度が高いものであったが、それぞれの報告には連関性のなさが目立ち、今後の課題とされるべきと感じた。

CALEとの関係では、CALE NEWS 27号(2008.11.30)に報じられている(牧野絵美執筆)2008年9月5日の名古屋大学日本法教育研究センターの創設との関係に留意する必要がある。そこで行われている日本語による日本法教育と、民法や民事訴訟法などの基本法典の法整備支援事業の関係に加えた学会、それも比較法学会の創立という、この関係に、私はあらためて注目したい。私法学会でも公法学会でも訴訟法学会でもなく、「比較法」学会が、法学系どころかあらゆる他の学術分野に先駆けて創立されたことには、それなりの重たい意味が

ある、と私は思っている。

■カンボジア法とは何か

学会誌創刊号の編集長であり、この学会のトップでもあるテイリは、創立総会でのキーノートスピーカーでもあったが、彼がつけた創立総会のタイトルは、“国境を越える法の比較—My Law, Your Law, Our Law”である。第二回総会は、今年3月6日と7日の両日、上記のPaññāsāstra大学で開催されたが、そのテーマは、“Public Power, Private Autonomy and Market Force; A tri-dimensional agenda for the 21st century legal transition”である。総じてグローバル化と市場経済とは、比較法の理論を一気に変貌させる要因であった。西欧法のアイデンティティをめぐることは、ヨーロッパ法の統合問題の中で比較法の「隆盛」を伴いながら様々な議論が展開している(戒能・石田眞・上村達男編『法創造の比較法学』(2010年、日本評論社)。しかし、カンボジアにおける「比較法」の役割ないしは位置づけについては、1993年のカンボジア王国の成立以降の欧米ドナーによる法整備支援援助が背景にある。憲法研究者であるテイリは、創刊号所収論文で、カンボジアの1993年憲法が度重なる改正にもかかわらず、人権と政治体制および経済政策関係において国際条約とそこから不可避になる比較法の成果として、基本的に固定しており、アメリカの憲法学者のBruce Ackermanの言う「憲法の瞬間」“Constitutional moments”を捉えたのではないかと述べている。金子由芳の近著『アジア法整備支援と法発展』(2010年、



会場の様子

大学教育出版)は、国際的なマルチドナーによって牽引される法整備支援の戦略であるコンディショナリティと評価付けによって移植された法が収斂していくが、それが受け手側の主体性の欠如によって、新自由主義に適合的な『グローバルモデル』に帰結していく。それだけでなく、例えばADBの“land of Their Own”のキャンペーンが、「貧困削減」名目での農民からのその保有地の没収となり、「コンセッションの推進」名目で有力者の間で転々流通する結果となっている。そうした状況を紹介して、2001年「土地法」がもたらした弊害を批判している(同書、26~29ページ)。森嶋昭夫や竹下守夫の民法と民訴法の法整備支援が、我が国における西欧法の継受の経験と法社会的フィールドワークの地道な積み重ねを特質としていることに対して、これは衝突要因となるばかりでなく、カンボジア法の法体系、ことに民法と特別法の関係など法のハイエラキーは確立できない。マルチドナーによる単行法と基本法との抵触は、比較法の問題であるとともにカンボジアにおける西欧法の移植に関わる「法伝統」legal traditionと言う比較法学の理論問題にも関わるとも言えるであろう。創刊号ではワシントン大学のVeronica L.Taylorが、ことに世銀の評価システムの一面性を鋭く指摘していることに言及しておきたい。

■ 比較法学への提起

今日の比較法の国際的な論議をリードしているカナダのH. Patrick Glenn (Legal Traditions of the World, 3rd ed. 2007, Oxford University Press) は、legal traditionという概念でグローバル化の用語の濫用を批判しこれに対峙した比較法の理論を模索している。彼が言うlegal traditionとは、法文化概念が有する西欧優越的方法の払拭と、伝統形成における主体的受容のための積極的操作を特質にしている、とトワイニングが論じている (Twining, W., General Jurisprudence. 2009, Cambridge University Press, pp.84-85)。テイリの「憲法の瞬間」論とともに、金子が言う「カンボジア政府の主体性」の欠落の問題が、長期的展望においていかに位置づけられるべきか、比較法の理論の出番であるまいか、その点で、日本とフランス

の農業法制の歴史的比較研究から、もはや「耕作者主義」を捨て去ろうとしている日本と、ヨーロッパ連合においてもその農業の競争力を誇るフランスの差異がなぜ生じたかについて、“path dependency”にも言及しながら精緻に論じた原田純孝論文と、第二回の総会における棚澤能生報告、土地法の運用過程にドイツ流の社会的土地計画の理念による駆動を期待しているFabian Thiel (Royal University of Agriculture) の創立総会報告と第二回総会における比較土地法報告のインパクトに期待したいと感じた。

以上とは別に、JICA専門家としてボランティアベースで活動した神木篤弁護士の創刊号所収の論文は、土地登記法や不動産概念の日本とカンボジアの「伝統法」の差異のみでなく民事訴訟法と民法の関係の無理解の克服の方法、研修方法の内容や「要件事実教育」の発展的応用にも言及していて、その分析は深いと思った。紙幅の関係で詳述できないが、Nullum crimen, nulla poena sine lege (法律なくして犯罪・処罰なし)を論じた創刊号所収の足立昌勝論文、第二回総会における塩澤一洋の日本の知財法システムについても明快な報告(そのプロ写真家としての才能)については示すにとどめるほかない。なお、創刊号には、私が創立総会で行った比較法についての入門的講演も収められている。

最後に、テイリが法学系について始めた「学会作り」について、その「ノウハウ」を提供するとともに将来的には日本学術会議が主要メンバーの一つである「アジア学術会議」へのカンボジアアカデミーの加盟を期待しつつ、日本学術会議の金澤会長と唐木副会長の支援があり、テイリが今年の6月にマニラで開催された同会議の総会にオブザーバーとして招聘されたということも付け加えておく。もとより、他の国のアカデミーに干渉する意味でなく、日本学術会議が重視する学術の総合性からの観点での学術的支援である。



筆者

特集 法協力国際会議 「持続可能な技術移転」に参加して



名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター准教授
中野 妙子

■はじめに

10月19日(火)から21日(木)の3日間にわたって、ベトナム・ホーチミン市にて、名古屋大学法学部およびルンド大学法学部（スウェーデン）、ホーチミン市法科大学（ベトナム）、ハノイ法科大学（ベトナム）、サフォーク・ロースクール（アメリカ）の5大学の共催により、法協力国際会議「持続可能な技術移転」が開催された。本法学部および名古屋大学法政国際教育協力研究センター（以下「CALE」）からは、市橋克哉・CALEセンター長、水島朋則准教授、林秀弥准教授、そして私、中野の4名が出席した。

■本会議の趣旨

本会議の開催を主導したルンド大学法学部は、サフォーク・ロースクールと協力しつつ、長年にわたっ

てベトナムの2大学における法学教育の強化、とりわけ若手教員の育成支援に携わってきた。名古屋大学法学部も、ベトナムをはじめとするアジア諸国から多くの留学生を受け入れ、各国の法学教育の発展を支援してきている。このような法整備支援の取組みは、WTO協定の一つであるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）66条2項が先進国に対して要求する、途上国への「技術移転」の一つであると考えられる。

そこで、TRIPS協定が定める「技術移転」をキーワードに、これまでの技術移転のあり方の問題点と技術移転の持続可能性を維持するための法的課題を議論することを目的として、上記5大学をはじめとする研究機関、WTOやWIPO（世界知的所有権機関）などの国際組織から多数の研究者・専門家を招いて、本会議が開催された。

■本会議の概要

本会議は、4つのパネルディスカッションと4つのワークショップ、そして最終討論から構成された。パネルディスカッションおよびワークショップでは、TRIPS協定をはじめとする国際条約によって先進国が

技術移転について負う義務、技術移転に関わる国際的な法規制の現状と課題、医薬品や環境・エネルギーに関わる技術移転の促進といった論点について、先進国および途上国の双方の視点から報告が行われ、意見交換がなされた。

中でも、第1パネルディスカッ



司会を務める水島朋則准教授（左から2人目）と林秀弥准教授（同3人目）



市橋克哉・CALEセンター長による報告

セッション「技術移転と義務：先進国および途上国それぞれの観点から」では、市橋センター長が報告者の一人として、「行政法における法整備支援のメタ理論と新しい比較行政法」と題する報告を行われた。同報告において、市橋センター長は、JICAによるウズベキスタンでの行政手続法の法案作成の経験を踏まえて、行政制度の基礎的な理論的枠組の比較研究から始めることが体制移行国における行政法改革の支援に不可欠であるといった認識を語られた。

また、「知的財産権と競争政策のバランスならびに技術移転」と題する第2パネルディスカッションでは、水島准教授が司会を務められ、林准教授が「知的財産権と競争法、競争政策における技術支援の哲学」と題する報告を行われた。林准教授は、JICAによる法整備支援やこれまでの学説による議論から、途上国にお

いて先進国と同様の競争政策をそのまま受け入れることの難しさや、途上国にとって真に必要と考えられる競争政策の方向性などについて語られた。

さらに、会議最終日には、鮎京正訓・法学研究科長のビデオ・レターが上映され、名古屋からの映像に会場の参加者たちが見入る様子がうかがえた。

■おわりに一さらなる交流と協力へ向けて

本会議の期間中には参加した5大学の法学部長による懇談会も開催され、鮎京研究科長の代理として、林准教授とともに中野が出席した。懇談会では、ベトナムへの法整備支援を中心に、各大学間でのこれまでの学术交流や協力関係の構築の経緯が確認された後、今後のさらなる交流の深化や協力関係の展望が話し合われた。

本会議は、ベトナムの英字新聞で開催の様子が取り上げられ、ベトナムはもちろんマレーシアやタイからも一般参加者が集まるなど、現地および周辺諸国において非常に高い関心を寄せられた。報告者・参加者の間では終始、活発な議論が行われ、本会議は盛会裏に幕を下ろした。



会場の様子

世界への扉を、「英語」で開ける Opening Doors to International Opportunity



ブリティッシュ・カウンシル
英語部門
法人・教育機関マネージャー
マイケル
サンダークリフ

英国の公的な国際文化交流機関ブリティッシュ・カウンシルでは、名古屋大学大学院法学研究科・法学部が実施する日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム」の一環として、英語コミュニケーション能力を向上させることを目的とした英語講座を年間5回実施しています。各回の授業は時事英語、ディスカッション、アカデミック・ライティングの3つのセクションから構成され、英語を教える国際資格を持つ専任講師が指導にあたります。授業では、新聞やインターネットの記事などを使ってリーディングスキル向上、語彙増強を目指し、そのトピックスを元に同意・反対の仕方や意見の述べ方などディスカッションの練習をロールプレイなどで実践的に行います。さらにアカデミック・ライティングやビジネスレポートライティングの練習も行い、総合的な英語力を向上させ、自信を持って使える英語の習得を目指しています。

今年6月には、名古屋大学と、より包括的な関係を築く活動の一環として、駐日代表ジェイスン・ジェームズが名古屋大学を訪問し、「なぜ、日本人の英語水準が問題なのか?」というテーマで講演を行いました。その中で、国際化における英語の重要性、日本が抱える英語に関する問題点とその影響、またどのように対処していくべきかについて話しました。英語ができないと、国際的に活動する機会が著しく制限されること、また、日本の大学で行っている優れた研究や取り組みも、英語で発信することなしに国際的評価につながらないなど、今後私共が「英語」にどのように取り組むべきかのヒントが含まれていました。

ブリティッシュ・カウンシルは、その他にも教育分野で様々な活動を行っています。英語教育をはじめ英語運用能力試験IELTS（アイエルツ）の共同運営、英国留学情報の提供のほか、日英学長会議などを通じ日英の教育における共通課題や戦略をお互いに議論し学ぶ機会を提供しています。将来的には、総合的に大学の国際化に貢献する仕組みを作っていきたいと考えています。

名古屋大学においては国際化推進に重点的に取り組まれています。世界の大学間の競争は激しさを増しています。世界から優秀な学生を集めることだけでなく、優秀な学生を世界に送り出すことが重要です。世界はどんどん小さく感じられ、今後国を超えての活動が当たり前前の時代になり、研究の分野では異なる国の人々で構成される研究チームが一般化します。また、英語での講義、英語で学位が取得できるコースが、より多くの大学で提供されていくでしょう。そのためにも、コミュニケーションに重点を置いた英語教育プログラムが必要です。英語を使う自信をより深めるためにも、学生が海外留学を経験する機会を増やしていくことが求められます。

今後は、「世界の名古屋大学」として、グローバル社会において国際的に活躍できる人材を多く輩出されていくことを期待します。



講演後の質問会の様子

サマースクール・サマーシンポ パワーアップサマー 2010



名古屋大学
大学院法学研究科
修士課程1年
金井 怜己

■ はじめに

今年のサマースクールとサマーシンポは、8月に名古屋大学で行われたサマースクール「アジアの法と社会2010」と、9月に大阪中之島合同庁舎で行われたサマーシンポ「私たちの法制度整備支援2010」との連携企画であり、次世代の法整備支援の担い手の育成を目的とした、今までにない新しい取り組みでした。

■ サマースクール

今回のサマースクールは、8月9日～11日の3日間に亘って行われ、法整備支援に携わる国内外の専門家が講師として招聘され、大変興味深い講義を行っていただきました。また、講義のみならず、各日講義後にある親睦会においては、講師や同世代の仲間と談笑をするなど非常に楽しい時間もあり、3日間はとても充実した日々でした。このサマースクールを通して、私が一番面白かったと感じたことは、最終日にある全体討論でした。法整備支援に関わる本質的な問題を含む課題が提示され、それに対して、各グループで検討し討論をするという内容でした。3日間で学んだこと以上にみんなから意見が出され、白熱した討論となりました。このような熱い想いを抱いている仲間がいることは、私にとってとても刺激となりました。そして最後に、サマーシンポに向けて新たな課題が提示されました。

■ サマーシンポ

今回のサマーシンポは、9月3日に行われ、サマースクール最終日に出された課題、とある架空の国から法整備支援要請があり、それに対し我々学生らが支援計画を考え報告する、という実務的な報告をすることになりました。普段、実務的な事と携わりの無い自分達が、支援要請に基づき、何を目標に、いかなる手法で、誰を相手に、何をリソースとして、どこまで支援を行い、支援する際に注意すべきことは何か、など考えることは無数にあることを知り、改めて実際に支援を行うことの大変さを実感することができました。また、報告後の質疑応答においては、現役の実務家や専門家からの確かな質問を受けるなど、このシンポに参加しなくては得られない貴重な経験もあり、苦勞もありましたが、報告する側になって良かったと私は思います。

■ 最後に

私たちにこのような貴重なチャンスを与えてくださった法務省の皆様、日本学術振興会、専門家・実務家の皆さま、法政国際教育協力研究センター（CALE）の先生方、参加した皆様に心より感謝を申し上げ、パワーアップサマー2010の感想を終わりとします。



「サマースクール」会場の様子

モンゴル国立大学法学部の創設50周年式典への代表団派遣



名古屋大学
大学院法学研究科
特任講師
中村 真咲

名古屋大学大学院法学研究科は、森際康友教授が1994年にモンゴル国立大学法学部を訪問したことをきっかけに同校との学術交流を開始した。その一環として、2000年4月に部局間学術交流協定を締結して同校から多くの教員・学生を留学生として受け入れるとともに、2006年7月には部局間学術交流協定を全学学術協定に発展させ、2006年9月には名古屋大学日本法教育研究センターを同校内に設立するなど、この10年間で同校との交流を深めてきた。同校では、現在、本学の修士課程・博士後期課程を修了した多くの卒業生たちが教員として活躍しているほか、本学からも数名の学部生・大学院生および法科大学院修了生たちが毎年研修で同校に派遣されており、両校の交流はますます発展しつつある。

今年、モンゴル国立大学法学部は創立50周年を迎え、さらに本研究科との学術交流協定締結からも10周年という節目となったため、9月16日に開催された同校の創設50周年式典には、本研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）を代表して佐分晴夫・副総長、市橋克哉・CALEセンター長、大屋雄裕・准教授、大河内美紀・

准教授、中村真咲・特任講師が出席した。本式典では、両大学の交流の発展に対する佐分副総長の尽力に対してモンゴル国立大学から名誉博士号が授与され、これに対して本学の「伊藤康祐基金」から同校図書館に対し



創設50周年式典にて



学生交流の様子

て法学図書が寄贈されるなど、本式典は両校の絆の深さを象徴するものとなった。

また、CALEは、9月15日にモンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所と学術交流協定を締結し、市橋センター長による記念講演および調印式を同研究所で開催した。これにより、同研究所は、モンゴル国立大学法学部、モンゴル国立法律研究所に次いで、法学分野では同国で3番目の本学の学術交流協定機関となった。

さらに、代表団の派遣に合わせて、9月14日～21日には本研究科の海外学生実地研修がモンゴルで開催された。本研修に参加した学生たちは、モンゴル国立大学法学部の学生たちと社会保障制度に関する討論会を開催するなど、両大学の研究・教育活動の一翼を担うとともに、草原の牧民家庭を訪問したり、乗馬の特訓に励むなど、モンゴルの雄大な大草原を満喫した。今回の学生研修に参加した両国の学生たちが、今後の両国の交流を担い、さらに発展させていくことを期待したい。



乗馬の特訓

「名古屋大学 伊藤康祐基金」 記念プレート上掲式を開催

名古屋大学大学院法学研究科教授

田高 寛貴

名古屋大学大学院法学研究科特任講師

中村 真咲

法学研究科・法政国際教育協力研究センターは、2010年8月11日に法政国際教育協力研究センター前にて、「名古屋大学 伊藤康祐基金」記念プレート上掲式を開催致しました。

伊藤康祐さん（当時、法学部3年生）は、留学生に対する支援や法整備支援の活動に熱心に取り組み、将来は国際的な弁護士になることを目指して勉強に励んでおられましたが、2009年3月に病気のために急逝されました。康祐さんの遺志を何らかの形で継いでいきたいとのご両親の意向により、2009年8月にご香典の全額を法学研究科に寄付されました。法学研究科では、これを謹んでお受けして「名古屋大学 伊藤康祐基金」を創設し、法整備支援を担う若手人材の育成や体制移行国からの留学生支援のために運用していくこととなりました。なお、康祐さんが日々の勉強や生活を通して考えたことをブログに書き残していたものを編集した『個独のブログ』（三五館）が2010年3月に刊行されましたが、その印税についても康祐さんのご両親から新たに寄付を受け、本基金に組み入れられました。

康祐さんが残した「私の使命は、知性と勇気によって世界をプラスの方向へと変革することである。人を憎まず、常に誠実たれ。」という言葉に刻んだ記念プレートは、法学研究科・法政国際教育協力研究センターの教職員・学生、同日に

開催されたサマースクール「アジアの法と社会2010」の受講者など50名あまりの出席者が見守るなか、伊藤康祐さんのご両親、鮎京正訓・法学研究科長、康祐さんが国際的な弁護士を目指すきっかけとなる講義を行ったペロニカ・テイラー・オーストラリア国立大学教授の手により、法政国際教育協力研究センターの壁に設置されました。上掲式の終了後に開催された茶話会では、上掲式の出席者が康祐さんの思い出について語り合い、康祐さんの志を永遠に伝えることを改めて誓いました。

なお、「名古屋大学 伊藤康祐基金」により、2010年3月にはタシケント国立法科大学内の名古屋大学日本法教育研究センターおよび名古屋大学ウズベキスタン事務所に法学・日本語教育図書104冊が、また2010年9月にはモンゴル国立大学法学部内の名古屋大学日本法教育研究センターに法学・日本語教育図書91冊が寄贈されました。これらの図書で学んだ学生たちが、将来、ウズベキスタンおよびモンゴルの法整備で活躍するとともに、日本と両国の橋渡しをする人材となり、康祐さんの志を引き継いでいくことを願いたいと思います。



ウズベキスタン・日本学生学術フォーラム2010



名古屋大学
大学院法学研究科
博士後期課程1年
サッピーバ・
ギュゼール

■ 「学術フォーラム」を開催するに至ったきっかけ

名古屋大学は、2005年にタシケント国立法科大学と共同でタシケントに日本法教育研究センター（以下、日本法センター）を設置したが、日本法センターを修了し、名古屋大学に留学したウズベキスタン留学生は、2008年に研究会を組織し、本日まで法・経済分野に関係する様々な研究発表を行ってきた。研究会の意義は、留学生の日本語あるいは英語の発表能力、クリティカル・ディスカッション能力を高めることである。本研究会の参加者は日本法センターの修了生で構成されるため、参加者の間で、様々な問題点を他の大学ではどのように議論されているのか、という疑問が生まれてきた。そこで、私たちは、他大学のウズベキスタン留学生と研究交流をする学術フォーラムの開催を思いついた。私たちがさらに気になったことは、日本人がウズベキスタンに関してどの程度興味を持っているのか、そしてウズベキスタンと日本の間で様々な経済的な協力があるが、その協力の障壁となっているのは何か、そしてその障壁を取り除くためにどのような解決

方法があるかと考え始め、是非フォーラムを開催して、皆で議論して考えたいと考え始めた。

■ 「学術フォーラム」の開催

このような経緯で、私たち名古屋大学ウズベキスタン留学生会は、名古屋大学法政国際教育強力研究センター（CALE）に「ウズベキスタン・日本学生学術フォーラム2010」の開催を提案したところ快諾され、また駐日ウズベキスタン共和国大使館の協力を得ることもでき、三者の共催で、9月23日(木)、24日(金)に名古屋大学にてフォーラムを開催した。

名古屋大学には、2010年9月現在、37名のウズベキスタン留学生が在籍しており、日本全国で最も多くのウズベキスタン留学生が在籍する大学である。ウズベキスタンと名古屋大学の交流は、大学院法学研究科およびCALEを中心に2000年から始まり、同年タシケント国立法科大学、世界経済外交大学、サマルカンド国立大学法学部と部局間交流協定を締結し、それ以来、市場経済化に適合した法制度構築のための研究・教育活動を行っている。そして名古屋大学は、今年3月、文部科学省国際化拠点整備事業（グローバル30）の一環として、タシケントに「名古屋大学ウズベキスタン事務所」を開所したため、本フォーラムは、同事務所の開所記念という意味合いもあった。また、2010年は、ウズベキスタン共和国イسلام・カリモフ大統領により「調和の取れた若者の成長の年」と認定され、本フォーラムは同枠組で開催された。

1日目は、野依記念学術交流館にて開催され、ウズベキスタン留学生のみならず、ウズベキスタンに関心のある日本の大学、企業関係者、市民等約150名の参加があった。開会式では、カラマトフ・駐日ウズベキスタン共和国大使のご挨拶に続き、ご来賓として中川正春・前文部科学副大臣、カシモフ・世界経済外交大学長、ルスタムバーエフ・タシケント国立法科大学長にご挨拶をいただき、主催大学として濱口道成総長よりご挨拶いただいた。引き続き、特定非営利活動法人日本ウズベキスタン協会、財団法人日本国際協力センター



濱口総長挨拶



留学生集合写真

(JICE)、愛知県一宮市がウズベキスタンとの交流活動について紹介し、名古屋大学、筑波大学の取り組みを各大学在籍のウズベキスタン留学生で紹介した。レセプションパーティでは、参加者によるウズベキスタンダンスで賑やかな会となった。2日目は、各分野に分かれての研究分科会で、法学、経済学、教育学、国際関係学の4つのグループに分かれて学生が日ごろの研究成果を報告し、討論した。本フォーラムの開催にあたり、大垣共立銀行、伊藤忠商事株式会社、旭化成アミダス株式会社、豊田通商株式会社、矢橋ホールディングスに多くの寄附金をいただいたことに感謝したい。

フォーラムの開催とともに、9月24日(木)、世界経済外交大学と名古屋大学は、全学間学術交流協定を締



ウズベク民族舞踊を披露する筆者

結した。これまでは、法学研究科との部局間協定だったが、今後は、経済学研究科、国際開発研究科等新たな分野においても、学術交流が活発となることが期待されている。

■ 「学術フォーラム」の成果

2日間にわたって開催された本フォーラムは首尾よく終了した。各グループの報告担当者が自らの研究内容を報告し、他大学の学生が報告内容を検討することを通じて、研究を客観的に評価し、新しい視点で考察することができた。今回のフォーラムを通じて、参加学生はウズベキスタンに存在している制度を中からだけでなく外からも見て、長所と短所を見出すことができ、活発な議論がなされた。参加者は今回の議論を



閉会式後集合写真

踏まえて原稿を執筆し、タシケント国立法科大学、世界経済外交大学両大学の学長の支援により、学術雑誌として出版することとなった。出版することにより、本フォーラムの結果を日本でだけでなく、ウズベキスタンでも歴史的な資料として残るだろう。このようなフォーラムが今後も続いていくことを期待している。

第三回高校生セミナーを終えて



名古屋大学
法学部4年
倉地 健文

■はじめに

今年で三年目を迎える、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（以下、「CALE」）主催高校生向けセミナー「アジアの法と社会について考えよう」は、昨年度に増して25名の参加者という活況を呈した。過去二回の夏休みでの開催と異なり、木々も色づく11月初旬での開催となったが、受験を控えた3年生を初めとして多くの高校生の参加があり、運営スタッフとして大変感謝申し上げます。半日という短い期間ではあったが、アジアの法と社会を学ぶ意義について、様々な視点、立場から議論、交流できたことは、運営スタッフの私たちにとっても大変有意義な経験となり、達成感を感じた。ウズベキスタン、カンボジア、モンゴルという日常生活では馴染みの深くない国々についてのテーマであったが、その国出身の留学生から実体験を交えた活きた内情の説明や、議論が尽きず時間の足りなくなるほど白熱したディスカッションと発表など参加者全員が充実した時間を過ごせたのではないだろうか。各国料理、伝統工芸品などが、議論の場に華を添えたことは言うまでもない。

■セミナーの流れ

本セミナーの紹介の意味も兼ねて、以下にセミナー当日の流れについて明記しておく。

[14:00~14:10] オリエンテーション

・当日の流れ・スタッフの紹介、開会の挨拶。

[14:10~14:40] 講演「アジアの法と社会」

・名古屋大学大学院法学研究科准教授の大屋雄裕先生より、セミナーの趣旨についてのミニ講義。

[14:40~15:00] 各国紹介

・本セミナーの対象国となるウズベキスタン、カンボジア、モンゴルについて、名古屋大学大学院法学研究科に在籍している留学生と日本人学生により、実体験を交えたプレゼンテーションの実施。

[15:20~16:50] ディスカッション

・アジア各国のお菓子を食べながらの休憩を挟んだ後、5グループに分かれて歴史・文化的背景の説明をうけながら議論を深めていく。



[16:50~17:10] 発表

- ・本日の講義、ディスカッションを踏まえて、対象国が抱える問題点、それに対する対策案などについて、班ごとに思い思いの発表を行う。

[17:10~17:20] 講評

- ・セミナーの総括として、CALEセンター長の市橋克哉先生、前述のの大屋雄裕先生より、本セミナーについて講評をいただく。

[17:20~17:40] 未来博士号授与

- ・本日のセミナーの修了証として、今後もアジア地域に対する興味、関心を持ち続けてほしいという意味を込めて、未来博士号の授与を行う。

[17:40~17:45] 記念撮影

- ・セミナー参加者一同による記念撮影。

[17:45~18:00]

閉会の挨拶、アンケート&質問タイム

- ・来年度以降、より一層有意義なセミナーを開催するため、本日のセミナーについてのアンケートの実施と、短時間の議論で話が足りなかった参加者のために、留学生や法学部学生との質問時間を設ける。本日のテーマに関することのみならず、受験や学生生活全般に関わることなど幅広く紹介。以上がセミ



ナー当日の流れである。

■ さいごに

私が本セミナーの運営に携わるのは2回目であったが、回を重ねる毎に参加者も増え、ノウハウも蓄積され、より一層密度の濃いものへと進化しており、今後の発展が期待される場所である。進路選択の一つの道標として、高校生という早い段階から幅広い興味、関心を養い、将来的な研究者、実務家の養成に繋がっていければ、運営側としては本望である。今後もこうしたセミナーを通して、若い世代の興味関心に対する発信を続けていきたい。



New ウズベキスタン便り



日本VSウズベキスタン 若きエリートたちのサッカー交流

■ センター学生の高い日本語習得能力

ウズベキスタン・タシケントから「ズドラーストビッチェ（こんにちは）」。私はJICA・シニアボランティアの加藤文子と申します。現在、約20年間の高校教師の経験を生かし、タシケント国立法科大学・日本法教育研究センターにて、「日本の社会制度と法」を教えています。センターでは、日本語講師が日本語を、日本法講師が法学教育を実施していますが、私にはその橋渡しの役割として、日本の社会制度や法律の基礎を講義することにより、その後の日本語による法律の本格的な学習の基礎を習得させることが求められています。大学には8月に配属されたばかり、主に2年生を教えています。彼らはたった1年間の日本語学習で、私の日本語を70%理解しています。これには驚きました。ロシア語の講師も授業に入っていますので、わからない時は通訳してもらいますが、こちらがより平易な日本語で説明しさえすれば、学生は理解出来ています。

学生たちが語学習得に抵抗無く、上達が早いのは、まず、この国が多言語国家であり語学習得能力が高いことが大きく関係していると思います。次に、センターの日本語教育カリキュラムの充実を挙げることが出来ます。学生一人ひとりに対するケアが厚く、この事が日本語上達に上手く作用しているのではと私なりに分析しています。9月末の法科大学が主催した日本の法整備に関する「知的交流会議」では、センターの修了生たちがロシア語、ウズベク語、日本語への同時通訳を見事にこなしました。昨年まではプロの通訳者を雇ったそうです。開校5年にして素晴らしい成果を上げていると思います。この恵まれた環境に配属されたことに、感謝をしている毎日です。

■ 日本サッカー代表選手との交流

高い才能を持った学生たちに、机上の日本語学習だけではなく、もっと生活に密着した日本語実践の

機会はないものかと考えていたある日、ウズベキスタン・ホテルで「こんにちは」と私に声を掛けてくれた若者がいました。10月の本戦前の遠征試合に来ていた、サッカー日本代表U-16の選手たちでした。その時、この将来の日本サッカー界を代表する若者たちと、ウズベキスタンの将来を担うタシケント法科大学の若きエリートたちが、何とか一堂に会して話し合うことが出来ないものかと思いついたのです。即、監督に申し入れをしました。すると、この無理な願いが、なんと快く受け入れられたのです。

9月11日(土)、サッカー日本代表U-16の選手、監督、コーチ30名全員と日本法センターの学生たち30名が、大学の教室に集まり、懇親会が始まりました。まず、センターの学生から、PPTを使って「ウズベキスタンのサッカー」についての説明、そして6グループに分かれてのフリートーク、最後にグループごとに話し合ったことの発表を行いました。活発な質問が飛び交い、笑いが溢れ、交流会は大盛況でした。センターの学生にとっては、日本の若者たちと生きた会話実習ができ、討論をまとめて発表し、それに対する質問に答えると言う即戦力を養う絶好の機会となりました。また選手たちにとっても、遠征試合中に現地の若者と触れ合う



サッカー日本代表交流会の様子



独立行政法人国際協力機構（JICA）シニア海外ボランティア
加藤 文子（かとう ふみこ）

静岡県浜松市出身。東京女子大学卒業（史学科）後、民間企業に就職。結婚後、大阪女子大学（人間関係学科）で社会学を研究後、約20年間、高校教師として世界史、日本史、公民を担当。退職後JICAシニア海外ボランティアとして、ウズベキスタンに在住。消費生活アドバイザー。消費生活専門相談員。



選手とともに集合写真

機会は今まで無く、ウズベキスタンを知る上で貴重な経験となったと監督からお礼の言葉をいただきました。そして、交流はこれだけに終わらず、翌々日の8グループに分かれてのタシケント観光案内に発展しました。私はこの交流は、日本とウズベキスタンの友好の架け橋の一翼になったのではないかと考えています。センターに贈られた選手全員のサインが入った日本代表のユニフォームが、その交流を物語っています。

■ サッカー・ワールドカップ選手権大会

そして、1ヵ月後の10月下旬、日本代表U-16はワールドカップをかけて、2度目のウズベク入りをしました。現在、3試合が終わり、本日11月1日はイラクとの準々決勝が繰り広げられています。そして、今まさに、試合終了の笛が鳴りました。手に汗握る白熱した試合展開でしたが、3対1で日本の勝利です！この勝利で、来年メキシコで開催されるU-17ワールドカップ出場権獲得が決定しました。会場はまるでホームスタジアムであるかのように「NIPPON NIPPON」の大歓声がかましています。選手たちには、この後、11月4日の準決勝（北朝鮮戦）、そして11月7日の決勝が待つ

ています。ただ、この「ウズベキスタン便り」を読んでくださっている皆様には、原稿締め切りの関係で、この結果をお伝えすることができません。どうかご了承ください。

残暑厳しいタシケント法科大学の教室で始まった和やかな交流が、晩秋のタシケントのサッカースタジアムで「日本ガンバレ」の大歓声を巻き起こしています。思えば「こんにちは」と声をかけられたことから始まったご縁でした。その輪がセンターの学生からJICAのボランティアへそして日本人会へと、大きなうねりを引き起こし

ています。大歓声のスタジアムで声援を送りながら、日本とウズベキスタンの若者たちの熱き交流は、今後、国レベルの友好へと発展するに違いないと、私は確かな手ごたえを感じています。



サッカー応援



名古屋大学
大学院法学研究科教授
田高 寛貴

■ 極寒の3月、熱意溢れる眼差しに接して

青い空と果てしなく広がる緑の草原、群れをなし草を食む羊たち—モンゴルといえはまずもって想起されるそうした光景を目にすることは叶わなかった。なにしろ私が民法のスクーリングのためモンゴルの首都ウランバートルを訪れたのは、マイナス20度の凍てつく3月。しかも市内はゲルで焚かれる石炭のсмоッグで霞んでいる。

そうしたモノトーンの風景すら次第に愛おしく思えてきたのは、何より素朴かつ闊達なモンゴルの人々の営みに接したからにほかならない。とりわけスクーリングで出会った日本法センターの学生諸氏の勉学に対する熱い思いや気迫を映した眼差し、人なつこい笑顔は、私に元気と安らぎを与えてくれた。

■ 事例を通じて、議論を通じて学ぶ

今回のスクーリングでは、隣人訴訟や製造物責任といった種々の事例の考察を通じて、民法の世界を具体的にイメージしてもらおうと共に、問題解決のための思考を養うことを目標にした。日本法の基礎しか学んでいない3年生が、自身の意見を懸命に表明し、4年生にも果敢に議論を挑んでいた姿は印象的であった。或いは私の話よりも自分たちの議論から学ぶことのほうが多かったのではなからうか。概念法学的発想に囚われていない分、正面から問題を見据えられた議論がされていたのは、ある意味新鮮であったし、また、日本の学生とは全く異なる（むしろ欧米の通説的見解と親和性のあるような）意見も聞かれるなど、私自身、新しい発見がたくさんあった。

最終日には、3年生の研究発表会に同席させていただいた。「物権変動における無因性」といった高度に学理的なものから、フランチャイズやインターネット取引等の現代型契約の制度設計を論ずるものまで、実に多様

なテーマが掲げられていた（余談だが、モンゴルの学生にとってフランチャイズ取引は眩しく魅力的に感じられるだろうが、「現代の奴隷」ともいわれるその影の側面にふれるのは、もう少し先のことなのだろう）。日本語能力の高さもそうだが、幅広い領域のなかから学生諸氏に自身の興味関心の及ぶところを発見させ問題意識を醸成してこられた、上地一郎先生はじめ日本法センターのスタッフの方々の卓越した教育手法に敬意を表したい。

■ 経済成長の光と影と

モンゴルの急速な経済成長の証左は、短期の滞在中でも随所に見受けられた。質屋の壁面に掲げられた8%という金利の高さ！凹みだらけの車に混じり、日本的高级車も頻繁に目にしたり、デパートに行けば60インチの大型液晶テレビが並んでいる。ちなみに、通学途中のバスでポータブル電子機器を半年で3回も掏られた話を学生から聞いたが、つまりは少なくとも3回は買い直せたということか。

もちろんモンゴルは数多の問題も抱えている。土地私有化の制度改変に紛れて一部有力者が広大な土地を独占し、地下資源採掘の利権は低廉な価格と引替えに外国が次々掌握しているという。最近は鉱山から流出する廃液で大量の羊が死ぬ事件も起きているそうだ。

青空と草原の広がる雄大なモンゴルの姿は今後も維持されるのか、その行く末を案じずにはいられない。残念ながら私自身はそうした問題の解決に貢献できる能力をもたない。が、スクーリングで出会った熱い眼差しをもつ学生諸氏は、必ずや将来のモンゴルの健全な発展を導いてくれるものと確信している。



3年生のみなさん、スタッフの方々と

忘れられた歴史をたずねて カンボジア法制史管見

ITP 研究報告



名古屋大学
大学院法学研究科
特任講師
傘谷 祐之

■ 通りの名称に残る歴史

「ヒン・パエン (Hing Penn) 通り」は、プノンペン市の中心部よりやや北、アメリカ大使館とフランス人学校との間を南北に走る通りの名称である。プノンペン市の通りの名称は、偉人にちなんで名付けられていることが多い。ヒン・パエンもまたフランス植民地時代に行政・司法上の要職を歴任した人物である。

パエンは、1877年に農家に生まれた。1898年にフランス語通訳となり、大臣会議での通訳や書類の管理を担当する書記官、司法大臣補佐官(次官)を経て、1924年から破毀院院長に転じ、そして、1933年からは司法大臣を10年間務めた。

現在、ヒン・パエンの名を知っているカンボジア人は多くない。彼の名は、ただ、通りの名称として記憶されているだけである。



1921年頃のシソワット王と閣僚たち
(カンボジア国立文書館所蔵)



ヒン・パエン通り

■ カンボジア派遣を終えて

2010年4月15日から9月30日にかけて、「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム (ITP)」によりカンボジアに滞在する機会を得た。派遣の目的は、第1にカンボジア語を学ぶことであり、第2に植民

地期カンボジアの司法制度、特に司法官の経歴に関する資料を収集することであった。

派遣期間中、午前には、王立プノンペン大学外国語学部 (Institute of Foreign Language, Royal University of Phnom Penh) が開講している外国人向けクメール語コースを受講した。午後からは、カンボジア国立公文書館 (National Archive of Cambodia) で、官報や大臣会議の議事録等の資料を収集した。その結果、当時の司法官の養成・任用制度や、前述のヒン・パエンを含む多数の司法官の経歴を知ることができた。

■ 植民地下における行政と司法の「分離」

フランス植民地時代、カンボジアは、1897年から1922年にかけて司法組織改革を行なった。この、数次にわたり、足掛け25年間に及ぶ司法組織改革の特徴の一つは、行政組織と司法組織との分離であった。改革以前には、王、大臣、州知事は、行政官でもあり司法官でもあったが、改革は、彼らから裁判権を奪ったのである。

しかし、改革によって達成された行政組織と司法組織との分離が、行政官と司法官との分離をも含んでいたか、という点は、まだ明らかではない。たとえば、行政組織と司法組織の間で人事異動が頻繁に行なわれていれば、行政と司法とは人事面では分離していなかった、と言える。前述のヒン・パエンの例は、行政官と司法官とが分離していなかったことを示唆している。今回の派遣で収集した資料は、この点の解明に資するものである。現在、収集した資料を整理・分析中であるが、これらの資料によって植民地期の司法官の実態を明らかにすることができると期待している。



カンボジア国立文書館

NEW センター長便り

CALEは千客万来



名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター長
市橋 克哉

CALEは、今年度もたくさんの国際会議を開催した。とくに、秋から冬にかけて、多いときは、毎週土曜、日曜日を中心にシンポジウムやセミナーを行った。まさに、CALEは、千客万来の活況を呈している。

ここで、日本で行ったものに限ってその主なものをあげるだけでも、「ウズベキスタン・日本学生学術フォーラム2010」（9月23日）、「JICA国別研修・ウズベキスタン行政手続法研修」（10月24日～11月1日）、「『法と開発』をめぐる日本・ブラジル対話」（10月30日）、「JICA国別研修・イラン法整備支援2」（11月1日～12日）、「高校生向けセミナー・アジアの法と社会について考えよう」（11月6日）、「国際シンポジウム・グローバル化時代における重層の基本権保障」（11月27日）、「第9回東アジア行政法学会学術総会」（12月3日～4日）、「国際シンポジウム・日・中・韓 法科大学院に関するシンポジウム」（12月10日）、「CALE全体会議・アジア法整備支援の研究」（12月18日）、「国際シンポジウム・グローバル化と市場経済移行のもとでの行政法の変化」（1月30日～31日）、「国際シンポジウム・郷約と近代化：中国、韓国、ベトナムの比較研究」（2月19日）など、10を超える国際シンポジウム等を数えることができる。

これらの会議では、いつものように、アジア諸国から参加したたくさんの法学者や法曹実務家が報告したり議論したりしたのはもちろんだが、ヨーロッパ諸国、合衆国、そして、ブラジル等、欧米からも多くの法律家が参加して、アジア諸国の法律家と一緒に報告と議論を行ったことが今年度の目立った特長となった。

日本の法学界が行う国際会議といえば、これまで、特定の国、多くの場合、欧米の国から法律家を招い

て、その国の法に関心をもつ日本の法律家と議論を行うものが多かった。たとえば、合衆国の法律家と会議を行う、ドイツの法律家と会議を行う等である。しかし、わたしたち、CALEの国際会議は、今年度の取り組みをみればわかるように、こうした従来型の会議の枠を超える試みとなっている点に特徴がある。CALEは、特定の国の法律家だけではなく、日、中、韓といった東アジア地域、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアといったASEAN地域、西ヨーロッパ諸国だけではなくヨーロッパ評議会に加盟する中、東欧諸国を含む広いヨーロッパ地域から法律家を招いて議論している。これは、この間、CALEがつくってきた国境を超えた地域のネットワークを用いた取り組みである。さらに、CALEが架け橋となって、アジア地域とヨーロッパ地域、そしてアメリカを結んで、共通の関心をもつアクチュアルな課題で会議を組織して議論している点も、日本では他に例のない取り組みとなっている。

わたしたちは、これからも、CALEの国境を超えたグローバルな活動によって構築したネットワークを活かして国際シンポジウム等を開催し、国際交流、そして、研究活動をいっそう進めていく計画である。



カンボジアにて

※2010年4月よりCALEセンター長に就任した市橋克哉教授が「NEWセンター長便り」を担当します。

夏季セミナー報告

日本法教育研究センター（以下、日本法センター）では、「夏季セミナー」と銘打ち、海外のセンターで学ぶ3年生の優秀な学生を日本に招聘して、約2週間の研修を行なっている。2010年度は、8月14日～29日の15日間にわたって開催された。

5年目に当たる今年は、初めて4つのセンターから計17名の学生が参加した。ベトナムやカンボジアの学生も驚くほどの記録的な猛暑の真っ只中、学生の熱気に満ちた2週間となった。

セミナーの開催に当たり、日本法センター事業が多くの方々に支えていただいていることを実感した。交流行事から自由時間の観光まで献身的に協力してくれた法学部ボランティアサークルSOLV、ホームステイを引き受けて下さった日越友好愛知県議会議員連盟および愛知県の自治体の方々、学生たちとじっくり対話をして下さった公正取引委員会の浜田先生など関連機関の方々である。

また、本年は初めて、法整備支援関係者やアジア進出企業の方々を招き、「留学生とのタベ」パーティーを開催した。学生たちの研究発表を聞いた日本側の参

加者からは、学生の勉強熱心に打たれたとの感想があり、学生たちからは日本人の専門家からのアドバイスを聞くことができ、意欲が高まったとのコメントが得られた。学生たちと日本との縁をつなぐ、有意義な試みであったと考えている。

また、今回の滞在中に鈴木寛・文部科学副大臣のCALEご訪問および中川正春・文部科学副大臣（当時）表敬訪問により、学生たちは励ましのお言葉をいただいた。

実は、主催者側は本年、「センター間の横のつながりを作る」という目標を立てていた。そのため、国ではなく研究テーマによってグループを分けて発表会を行うなどの配慮をしてきた。最終日、成田空港でそれぞれ帰国の途に就く際には、4カ国の学生たちがお互いに別れを惜しみ、泣きながら再会を誓うという感動的な場面に出会えた。それ以降、インターネットのSNSなどを利用し、学生たちの国を越えた交流は続いている。このセミナーは、将来、4つの国が日本を介して手をつなぐ、友好的なネットワークが生まれるきっかけとなるのかもしれない。

行事予定 (2010年12月～2011年3月)

1/30(日)・31(月)	国際シンポジウム「グローバル化と市場経済移行のもとでの行政法の変容—行政法モデルと比較行政法の理論を求めて」 於：三重大学
2/19(土)	国際シンポジウム「郷約の比較法的研究～中国・韓国・ベトナム～」 於：名古屋大学
3/5(土)・6(日)	「日本・カンボジア比較法研究に関する国際会議」 於：王立法経大学（カンボジア・プノンペン）

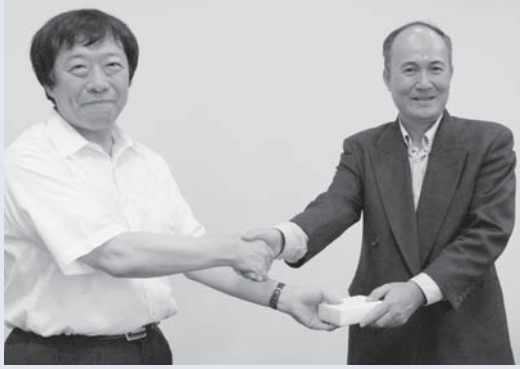
2010年4月～12月

行事 (国内開催)	
6/15(火)	ユーラシアセミナー 於：名古屋大学・博物館 【講師】高橋裕平（産業技術総合研究所 地質調査総合センター）
6/30(水)	講演会「なぜ、日本人の英語水準が問題なのか？」 於：名古屋大学・大学院法学研究科 【講演者】ジェイソン・ジェイムズ（ブリティッシュ・カウンスル） 【参加者】約60名
8/9(月)～11(水)	サマースクール「アジアの法と社会2010」 於：名古屋大学・大学院法学研究科 【講師】9名 【参加者】約80名
8/14(土)～29(日)	2010年度日本法センター夏季セミナー 於：名古屋大学・CALE等 助成：文部科学省・特別経費 【参加者】ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム 学生5名・引率1名、カンボジア学生2名
9/2(木)	CALE外国人客員研究員(客員教授)報告会“Modern Constitutionalism in Cambodia: Historical and Contemporary Development” 於：名古屋大学・CALE 【講演者】ホア・ベン（カンボジア王立法経大学） 【参加者】約30名
9/23(木)・24(金)	ウズベキスタン・日本学生学術フォーラム2010 於：名古屋大学・野依記念学術交流館、CALE、留学生センター 共催：駐日ウズベキスタン共和国大使館、名古屋大学ウズベキスタン留学生会 【来賓】中川正春（前文部科学副大臣）、磯田文雄（文部科学省）、カラマトフ・ハミドゥラ（駐日ウズベキスタン共和国大使）、カシモフ・ルスラム（ウズベキスタン・世界経済外交大学）、ルスラム・バーエフ・ミルザスーブ（タシケント国立法科大学） 【参加者】約120名
9/23(木)・24(金)	国際シンポジウム「支援対象国の自主性を尊重した法整備支援の経験と展望—ウズベキスタンに対する日本の法整備支援を素材に—」 於：タシケント国立法科大学（ウズベキスタン・タシケント） 【参加者】松嶋希会（Pricewaterhouse Coopers Russia, 弁護士）、樹神成（三重大学）、市橋茂哉、牧野絵美（名古屋大学）、永戸暁子
10/19(火)	セミナー“Legal Assistance to the transitional countries by Germany, in the case of Georgia” 於：名古屋大学・CALE 【報告者】Dr. Gerd Winter, (Bremen University, Germany)
10/24(日)～11/1(月)	平成22年度国別研修「ウズベキスタン・行政手続研修」 於：愛知県内 【研修員】6名
10/30(土)	国際シンポジウム「『法と開発』をめぐる日本・ブラジルの対話」 於：名古屋大学・大学院国際開発研究科 助成：国際交流基金「知的交流会議助成プログラム」 【講演者】オスカル・ヴィリエナ・ヴィエイラ（ジェトウリオ・ヴァルガス財団リオデジャネイロ法科大学院）、松尾弘（慶應義塾大学）、川畑博昭（愛知県立大学）、大屋雄裕（名古屋大学） 【参加者】約30名

11/1(月)		セミナー“Problems of the nation governed by the rule of law in Latin America” 於：名古屋大学・CALE	【報告者】 オスカル・ヴィリエナ・ヴィエイラ (ジェトゥ リオ・ヴァルガス財団リオデジャネイロ法科大学院)
11/1(月)～12(金)		平成22年度国別研修「イラン法制度整備支援2」 於：東京都、愛知県内	【研修員】 10名
11/6(土)		高校生向けセミナー「アジアの法と社会について考えよう」 於：名古屋大学・CALE	【参加者】 約40名
11/27(土)		国際シンポジウム「グローバル化時代における重層的な基本権保障の機能 —統合ヨーロッパにおける人権条約と憲法裁判所—」 於：名古屋大学・CALE	【参加者】 約50名
11/30(火)		CALE外国人客員研究員(客員教授)報告会「韓国における社会保険制度の法規制と実際— 社会保険受給権の実質的保障レベルの検討—」 於：名古屋大学・CALE	【講演者】 李興在 (ソウル大学法科大学) 【参加者】 約10名
12/10(金)		国際シンポジウム「日・中・韓 法科大学院に関するシンポジウム」 於：名古屋大学・大学院国際開発研究科	【講演者】 7名 【参加者】 約50名
12/18(土)・19(日)		「アジア法整備支援の研究」全体会議 於：名古屋大学・大学院国際開発研究科	【講演者】 11名 【参加者】 約50名
12/21(火)		CALE外国人客員研究員(客員教授)報告会 “Japanese and German donor structures of international legal co-operation compared” 於：名古屋大学・CALE	【講演者】 キュッパ・ヘルベルト (東欧法研究所) 【参加者】 約10名
その他海外派遣・受入			
海外派遣			派遣者
5/27(木)～29(土)	中国	CAMPUS Asia・コンソーシアム結成のための協議、中国の郷約に関する調査 於：中国清華大学、中国人民大学、中国政法大学 (中国・北京市)	鮎京正訓、紙野健二、市橋克哉、姜東局 (名古屋大学)
6/1(火)～6(日)	韓国	韓国の郷約に関する調査 於：国史編纂委員会、国立中央図書館、国立中央博物館 (韓国・ソウル市)	姜東局 (名古屋大学)
6/6(日)～12(土)	モンゴル	日本法センターの教育・運営に関する打ち合わせ 於：モンゴル国立大学法学部・日本法センター (モンゴル・ウランバートル)	中村真咲 (名古屋大学)
6/13(日)～16(水)	フィリピン	第10回アジア学術会議フィリピン会合出席 於：ソフィテルフィリピンプラザホテル (フィリピン・マニラ)	コン・ティリ (名古屋大学)
6/25(金)・26(土)	韓国	CAMPUS Asia・コンソーシアム結成のための協議、韓国の郷約に関する調査 於：ソウル大学、成均館大学 (韓国・ソウル市)	鮎京正訓、姜東局 (名古屋大学)
7/3(土)～11(日)	モンゴル	「モンゴルの国土利用と自然環境保護のあり方に関する文理融合型研究」に関する現地調査 於：モンゴル国立大学法学部 (モンゴル・ウランバートル)	森高昭夫、義輪靖博 (福岡大学)
8/17(火)～9/4(土)	ウズベキスタン	ウズベキスタン行政法改革の調査 於：タシケント国立法科大学、司法省等	ネマトフ・ジュラベック (名古屋大学)
8/24(火)～28(土)	ウズベキスタン	ウズベキスタンにおける行政手続にかかる関連法や条文整理についての協議(JICA短期専門家) 於：司法省等 (ウズベキスタン・タシケント)	市橋克哉 (名古屋大学)
8/31(火)～9/9(木)	ベトナム	日本法センターの教材開発に関する打ち合わせ 於：ハノイ法科大学・日本法センター (ベトナム・ハノイ)	金村久美 (名古屋大学)
9/2(木)～5(日)	ベトナム	愛知県のベトナム進出企業視察団と日本法教育研究センターに関する懇談 於：ハノイ法科大学・日本法センター (ベトナム・ハノイ)	加藤武夫 (名古屋大学)
9/4(土)～21(火)	カンボジア	カンボジア土地法と民法典整備に伴う財産権概念の変化に関する調査 於：王立法経大学、大学図書館、バタンバン州の近郊、コンボンチュナン州の農村、カンダール州の 農村、農林水産省 (カンボジア・プノンペン)	コンテリ (名古屋大学)
9/15(水)～19(日)	モンゴル	モンゴル国立大学法学部50周年記念式典に参加、 モンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所との学術交流協定調印 於：モンゴル国立大学、モンゴル科学アカデミー (モンゴル・ウランバートル)	佐分晴夫、市橋克哉、大河内美紀、大塚雄裕、 中村真咲 (名古屋大学)
9/17(金)～19(日)	カンボジア	ITP(インターナショナル・トレーニング・プログラム)におけるワークショップ出席 於：王立法経大学 (カンボジア・プノンペン)	鮎京正訓 (名古屋大学)
9/28(火)～10/13(水)	ウズベキスタン	日本法センター(ウズベキスタン)秋季スクーリング 於：タシケント国立法科大学・日本法センター (ウズベキスタン・タシケント)	井上健人 (名古屋大学)
10/2(土)～16(土)	ベトナム	日本法センター(ベトナム)秋季スクーリング 於：ハノイ法科大学・日本法センター (ベトナム・ハノイ)	山内麻紀子 (名古屋大学)
10/4(月)～16(土)	モンゴル	日本法センター(モンゴル)秋季スクーリング 於：モンゴル国立大学・日本法センター (モンゴル・ウランバートル)	高野和幸 (名古屋大学)
10/2(土)～4(月)	中国	中国人民大学法学院創立60周年記念式典出席 於：中国人民大学法学院 (中国・北京市)	鮎京正訓 (名古屋大学)
10/17(日)～22(金)	ロシア	国際会議 “Integrating young offenders into society: the role of judiciary and social services. European practice and Russian experience” 出席 於：マリオットホテル (ロシア・サンクトペテルブルク)	アミロバ・ナルギザ (名古屋大学)
10/18(月)～22(金)	ベトナム	国際経済法セミナー“Sustainable Technology Transfer” 出席 於：ホーチミン市法科大学 (ベトナム・ホーチミン)	市橋克哉 (10/19まで)、 水島朋則、中野妙子、林秀弥(名古屋大学)
10/20(水)～22(金)	中国	国際学術会議 “Legal Issues of Public Participation” 出席 於：中国政法大学 (中国・北京市)	市橋克哉 (名古屋大学)
10/27(火)～11/1(月)	オランダ	国際ワークショップ「We the People」と1945年以降のアジアの憲法制定について」出席 於：オランダ先進研究所 (オランダ・ワッセナー)	コン・ティリ (名古屋大学)
11/1(月)～6(土)	ベトナム	日系企業とのネットワーク構築のため「ベトナム最新事情セミナー」出席 於：レジェンドホテル (ベトナム・ホーチミン)、ホテルニッコウハノイ、ハノイ法科大学 (ベトナム・ハノイ)	金村久美 (名古屋大学)
11/11(木)～13(土)	ベトナム	「郷約」の比較法的研究～中国・韓国・ベトナム～」シンポジウムに関する打合せ 於：ハノイ法科大学 (ベトナム・ハノイ)	鮎京正訓 (名古屋大学)
11/17(水)～20(土)	中国	ALIN(Asia Legal Information Network)総会出席 於：華東政法大学 (中国・上海市)	姜東局 (名古屋大学)、コンテリ (名古屋大学)
11/22(月)～24(水)	韓国	UNCITRAL会議 於：朝鮮大学校法学部 (韓国・ソウル)	水島朋則、コンテリ (名古屋大学)
12/7(火)～10(金)	ベトナム	日本法教育研究センター進路セミナーに参加 於：ハノイ法科大学・日本法センター (ベトナム・ハノイ)	中野富夫、金村久美、加藤武夫、榎本功、 松田和才 (名古屋大学)
海外受入			
4/16(金)	ベトナム	ベトナム国会関係者との憲法に関する意見交換会 於：名古屋大学・CALE	チャン・ゴック・ドオン、ホアン・ヴァン・ トゥ、ブイ・ハイ・ティエム (ベトナム立法 研究所)、ニコラス・ジョン・ブース (UNDP)
5/12(水)	スウェーデン	CALEとの協力関係に関する協議 於：名古屋大学・CALE	ルナート・マリンブルグ (ルンド大学)
5/14(金)	中国	日中間共同プログラムに関する協議 於：名古屋大学・大学院法学研究科、CALE等	張保生、常林、辛崇陽 (中国政法大学)
5/20(木)～25(火)	ベトナム	「『郷約』の比較法的研究～中国、韓国、ベトナム～」に関する研究打合せ 於：名古屋大学CALE、早稲田大学	ダオ・チ・ウック (ハノイ国家大学)
6/8(火)	アメリカ	CALEとの協力関係に関する協議 於：名古屋大学・CALE	ジョン・オーネソージ (ウィスコンシン大学)
6/9(水)	オーストラリア	アジア法整備支援に関する意見交換 於：名古屋大学・CALE	ケルスティン・ステイナー (モナシュ大学)
8/2(月)	韓国	CALEの活動に関する調査 於：名古屋大学・CALE	全鐘杔 (ソウル大学)
10/25(月)	アメリカ	CALEとの協力関係に関する協議 於：名古屋大学・CALE	ジョン・エディ (ワシントン大学)
11/5(金)	中央アジア	平成22年度外務省中央アジア青年招聘団への講義・留学生、日本人学生との交流会 於：名古屋大学・CALE	【招聘者】 タジバエフ・ファルーフ・ハマディ ラエヴィッチ (ウズベキスタン)、コシュタ エヴァ・ジャンナ・ヌラノヴァ (カザフ スタン)、ユスバフジョン・アフマドゥホ ン (キルギス)、ミロヴァ・ディロロ (タジキスタン)

※「名古屋大学日本法教育研究センター」は、紙面の都合上「日本法センター」と表記。

2010年度CALE外国人研究員紹介



ホアベン先生

2010年6月7日から9月4日までの約3ヶ月間、CALE外国人研究員（客員教授）としてHor Peng（ホア・ベン）先生をお迎えしました。ベン先生はカンボジア王立法経大学の教授ですが、名古屋大学で6年間学ばれ、修士号、博士号を取得されました。今回の滞在期間中は、カンボジアにおける立憲主義について研究され、研究報告会では“Modern Constitutionalism in Cambodia: Historical and Contemporary Development”について報告されました。

また、2010年9月1日から11月30日までの3ヶ月間は、韓国ソウル大学教授の李興在（イー・フンジェ）先生をCALE外国人研究員（客員教授）としてお招きしました。李先生のご専門は労働法・社会法であり、滞り期間中は韓国の社会保険の法規と実際—社会保険受給権の補償範囲を中心に—について研究をされました。



李先生



キューパー先生

2010年10月12日から12月29日までの約3ヶ月間は、ドイツの東欧法研究所（ミュンヘン）所長であるHerbert Küpper（ヘルベルト・キューパー）先生をCALE外国人研究員（客員教授）としてお招きしました。キューパー先生はドイツ西部のケルンご出身で、ケルン大学とロンドンキングズカレッジで学ばれました。CALEでは「旧社会主義諸国との日本およびドイツの国際的な法協力に関する法構造」について研究をされています。ドイツや日本の各機関が行っている国際的な法協力の活動概要を示し、日本、ドイツ両国のもつ被支援国への知識を深め、両国の協力体制をより強化することを目標に研究を進めておられます。

2010年度 CALE院生・ポスドク研究協力員紹介

CALEでは、昨年度に引き続き、大学院生・ポスドクの希望者から「院生・ポスドク研究協力員」を選抜し、次世代の法整備支援・アジア諸国法研究を担う日本人の若手研究者・実務家を養成しています。今年度は、下記14名が採用され、研究プロジェクトやシンポジウム等の企画・運営を行っています。

大学院法学研究科博士課程後期課程3年
 大学院法学研究科博士課程後期課程3年
 法科大学院3年
 大学院国際開発研究科博士前期課程2年
 大学院法学研究科博士課程前期課程1年
 大学院法学研究科博士課程前期課程1年
 大学院法学研究科博士課程後期課程3年
 法科大学院1年
 法科大学院1年
 法科大学院1年
 法科大学院1年
 法科大学院1年
 ポスドク
 ポスドク

傘谷 祐之
 曾根加奈子
 尾田知亜記
 森 弥生
 金井 怜己
 竹永敬次郎
 櫻井 雅俊
 羽山 陽香
 安藤 未希
 高見香代子
 細井 薫
 平松まゆき
 瀬戸 裕之
 砂原 美佳

出版物紹介

- CALE Discussion Paper No.4
 “ADMINISTRATIVE DIVISION COURT IN VIETNAM: MODEL, JURISDICTION AND LESSONS FROM FOREIGN EXPERIENCES
 Dr.Pham Hong Quang (2010年3月)
- 『2008年度「法整備支援戦略の研究」全体会議報告書』
 (2010年3月)

海外派遣者一覧(2010年度)

ITP (若手研究者インターナショナル トレーニングプログラム)	
4月～ 9月	カンボジア王立法経大学 傘谷 祐之 (博士課程後期)
4月～ 8月	ロンドン大学 (イギリス) 大村 英弘 (博士課程後期)
8月～2011年 7月	ヘルシンキ大学 (フィンランド) 高木 道子 (博士課程後期)

CALE人事

【採用】

特任講師 佐藤 綾 (2010年 3月 1日付)
 事務補佐員 大江 千鶴 (2010年 4月 1日付)
 特任講師 船脇 直子 (2010年 8月 1日付)
 特任講師 傘谷 祐之 (2010年10月16日付)

【退職】

特任講師 砂原 美佳 (2010年 3月31日付)
 特任講師 田中 華子 (2010年 3月31日付)
 研究員 小越明日香 (2010年 3月31日付)
 事務補佐員 川瀬加奈恵 (2010年 3月31日付)

【配置換え】

CALEから大学院法学研究科へ
 宇田川幸則 教授 (2010年 4月 1日付)
 林 秀弥 准教授 (2010年 4月 1日付)
 大学院法学研究科からCALEへ
 水島 朋則 准教授 (2010年 4月 1日付)
 中野 妙子 准教授 (2010年 4月 1日付)

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325 / FAX. 052-789-4902

CALE NewsのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

「草原の秋」 (モンゴル国中央省アルタンボラグ郡にて、2010年9月)

9月のモンゴル草原は、黄葉と金色の夕陽に輝く「黄金の秋」を迎えます。清んだ青空を背景に、夏に丸々と太った家畜を追う牧民たちは、長く厳しい冬への備えに余念がありません。昨年の冬は雪害のために牧民たちは大きな被害を出しましたが、今年はどうなるのでしょうか。

